証券コード　3834
平成30年６月６日

株　主　各　位

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社朝日ネット
代表取締役社長　土　方　次　郎

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　平成30年６月27日（水曜日）午前10時（開場午前９時）
2. **場　　所**　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
　東京国際フォーラム　ホールＤ５
　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **会議の目的事項**
　報告事項　第28期（自 平成29年４月１日　至 平成30年３月31日）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役４名選任の件
　第３号議案　監査役２名選任の件
　第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://asahi-net.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

業界の動向

ＩＳＰ（インターネット・サービス・プロバイダ）業界におきましては、平成29年12月末のＦＴＴＨ（光ファイバー）の利用者が、平成29年９月末に比べて23万件増の3,007万契約に達するなど、ＦＴＴＨの利用者数は一貫して純増が続いております。また、高速モバイル通信や、ＩｏＴ（Internet of Things）／Ｍ２Ｍ（Machine to Machine）分野の進展により法人向けソリューションサービスの需要も伸びており、業界全体を牽引しております。

インターネット接続サービスの状況

法人顧客やマンション全戸加入プランの新規入会などが好調であったことにより、平成30年３月末のASAHIネットの会員数は599千ＩＤ（前年度末比8千ＩＤ増）となりました。

当社は、平成29年３月にＮＴＴのフレッツ網（ＮＧＮ）と直接つながり、シンプルにインターネット接続ができるネイティブ方式のネットワークを構築いたしました。当事業年度は、このネットワークを活用したIPv6接続サービスを対象となる会員様に積極的に推奨するとともに、他事業者に対する帯域による接続サービス提供の営業活動も促進しました。

また、ブロードバンド情報サイト「ＲＢＢ　ＴＯＤＡＹ」が主催する顧客満足度の高いサービスを選出する「ブロードバンドアワード2017プロバイダ部門【総合】」において当社は４年連続で最優秀賞を受賞いたしました。今後もネットワーク通信品質の維持・向上を図り、より高品質なインターネットサービスの提供に努めてまいります。

教育支援サービスの状況

教育支援サービス「manaba」（マナバ）においては、平成30年３月末の契約ＩＤ数は645千ＩＤ（前年度末比48千ＩＤ増）となりました。当事業年度においては、鹿児島大学、関東学院大学、大東文化大学などで全学部での導入が行われ、平成30年３月末における全学導入校は86校（前年度末比10校増）となりました。

「manaba」では、授業を学生が評価する「授業アンケート」オプションも提供しており、一橋大学、筑波大学、実践女子大学、東洋大学など25校でご利用いただいております。従来の紙媒体を使ったアンケートに比べて、作業負荷の軽減、コスト削減、タイムリーなフィードバックなどが可能となることから、導入校が増加しております。

収益の状況

「AsahiNet 光」などの拡販により、売上高は６年連続で過去最高を更新いたしました。ネットワーク構築に伴う減価償却費増や通信コスト増などによって営業利益は減益となりましたが、通信トラフィックが増大する中においても通信コスト増を抑制することができる収益構造を構築してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,338百万円（前年同期比6.1％増）、営業利益は843百万円（同35.5％減）、経常利益は851百万円（同35.2％減）、当期純利益は577百万円（同39.2％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は364百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ネットワーク及びサーバー機器	211百万円
基幹業務及び教育支援システム	125百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第25期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第26期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)	第27期 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)	第28期 (　当　期　) (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)
売　上　高（百万円）	7,562	8,091	8,799	9,338
経 常 利 益（百万円）	1,717	1,344	1,313	851
当期純利益（百万円）	789	881	950	577
１株当たり当期純利益(円)	26.11	29.50	32.08	19.53
総　資　産（百万円）	10,163	10,239	10,830	10,707
純　資　産（百万円）	8,939	9,387	9,561	9,679
１株当たり純資産額(円)	299.16	314.15	323.23	327.21

(3) 対処すべき課題

① 通信品質の維持向上並びに通信コスト圧縮

契約者一人当たりの通信トラフィックが大きく増加している中で、当事業年度には、ＮＴＴのフレッツ網（ＮＧＮ）と直接つながり、シンプルにインターネット接続ができるネイティブ方式でのIPv6接続サービスをASAHIネット会員向けに提供を開始いたしました。本施策により、通信トラフィックが増加する中でも高品質なインターネット接続サービスを適切な価格で継続的に提供し顧客満足度と利益の増大を図ってまいります。

また、ISP等の他通信事業者にローミング提供をおこなう新たなIPv6接続サービスもさらなる利益貢献を見込んでおります。

② 法人向けソリューションサービスの拡充

「ASAHIネット おまかせWi-Fi」、「ASAHIネット おまかせVPN」及び「クラウド型監視カメラソリューション AiSTRIX」などの法人向けソリューションサービスを積極的に展開しています。 コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせるＩｏＴが進展する中で、インターネット接続サービスの周辺領域での需要も広がっております。当社ではこれらの需要に先進的なサービスを提供し、お客様の利便性を更に高めていくことが重要であると考えております。

③ ＦＴＴＨの拡販

ＦＴＴＨを拡販するには、当社の既存会員のＦＴＴＨへの移行を促すだけでなく、ＦＴＴＨを利用する新規会員の増大を図ることが課題です。ＦＴＴＨへの移行をきっかけに競合他社から当社への乗り換えを促すために、効率的なプロモーション活動で顧客満足度の高いASAHIネットの認知度を上げると共に、入会チャネルの多様化と増強を図ってまいります。

また、ＮＴＴの光コラボレーションモデルを活用したサービスとして、アクセス回線とプロバイダサービスをセットにした「AsahiNet 光」においては、より一層の品質向上を実現できるサービスとして注力しております。当社の収益構造は、会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため、会員獲得の増大が収益基盤の向上につながります。

④ 教育支援サービス「manaba」の拡販

大学などの教育機関でご利用いただいている「manaba」につきましては、今後も教育現場のニーズを取り込み、教育の質を高めるイノベーションに貢献するためのサービス開発を進めてまいります。同時に、教育コンテンツを有する多くの企業との連携を図り、「manaba」の上でそれらのコンテンツを活用できるようにすることで、「manaba」の付加価値を更に高めていきます。

⑤ ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

平成30年３月期のISP事業の平均退会率は0.94％となりました。今後も退会を抑止し、更に競合他社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、信頼できるブランドを構築し、顧客満足度の維持・向上に努めることが重要な課題です。

⑥ 情報セキュリティへの取り組み

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の国際規格であるISO/IEC 27001:2013を取得しております。ＩＳＭＳ関連規則等を遵守し、当社が保有する個人情報及び情報資産を適切に管理・運用すると共に、社内での継続的な取り組みを推進してまいります。

また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より、個人情報の適切な取扱いを行う事業者に付与されるプライバシーマークを取得しているほか、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」使用許諾を得ております。今後も継続的に情報セキュリティや個人情報保護の認識を徹底させる教育を行い、適切な情報管理を行う管理体制を維持・強化していきます。

(4) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

(5) 主要な営業所（平成30年３月31日現在）

本社　　東京都中央区

(6) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

使　用　人　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
129名	3名増	38.8歳	7.6年

（注）　上記には、臨時社員（パートタイマー）58名（８時間換算）は含まれておりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　119,340,000株
② 発行済株式の総数　32,000,000株
③ 株主数　5,718名
④ 単元株式数　100株
⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,983,800株	10.09%
滝口　彰	2,646,000	8.94
杉山　裕一	2,646,000	8.94
株式会社朝日新聞社	2,217,000	7.49
株式会社ＩＷＡＳＡＫＩ	1,690,000	5.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,590,700	5.38
島戸　一臣	959,000	3.24
岩崎　慎一	956,000	3.23
東日本電信電話株式会社	950,000	3.21
梅村　守	947,000	3.20

（注）　持株比率は、自己株式（2,418,579株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土　方　次　郎	執行役員
取　締　役	溝　上　聡　司	執行役員 （ネットワーク部、お客様サービス部、 ネットワークオペレーションセンター リスクマネジメント対策室、人材開発室担当）
取　締　役	古　賀　哲　夫	株式会社ヒト・コミュニケーションズ 社外取締役 トレンドマイクロ株式会社 社外取締役
取　締　役	塩　川　純　子	ハーニーズ法律事務所香港オフィス パートナー
監査役（常勤）	吉　田　　望	トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役（非常勤）	今　西　浩　之	公認会計士、株式会社ソケッツ 社外監査役 株式会社パイオラックス 社外取締役(監査等委員)
監査役（非常勤）	井　原　智　生	弁護士

（注）1. 取締役古賀哲夫氏、塩川純子氏の２名はいずれも社外取締役（独立役員）であります。
2. 監査役吉田望氏、今西浩之氏、井原智生氏の３名はいずれも社外監査役（独立役員）であります。
3. 監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役井原智生氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退　任　日
取　締　役	滝　口　　彰	執行役員 (技術戦略研究所担当)	平成29年６月27日
取　締　役	中　野　功　一	執行役員 (経営企画室長、経理部担当)	平成29年６月27日
取　締　役	長谷川　聡　子	弁護士、アルパイン株式会社 社外取締役 白銅株式会社 社外監査役	平成29年６月27日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役２名及び社外監査役３名と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役７名　　94百万円　（うち社外取締役３名　　12百万円）
監査役３名　　28百万円　（うち社外監査役３名　　28百万円）

（注）1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成10年５月27日開催の第８回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年５月27日開催の第８回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況と当該他の法人等との関係

区分	氏　　名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	古賀哲夫	株式会社ヒト・コミュニケーションズ トレンドマイクロ株式会社	社外取締役 社外取締役	―
社外取締役	塩川純子	ハーニーズ法律事務所香港オフィス	パートナー	―
社外監査役	吉田　　望	トランスコスモス株式会社	社外取締役(監査等委員)	―
社外監査役	今西浩之	株式会社パイオラックス 株式会社ソケッツ	社外取締役(監査等委員) 社外監査役	―

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	主な活動状況
取締役	古賀哲夫	当事業年度に開催された取締役会には、16回中15回出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等について適宜発言を行っております。
取締役	塩川純子	当事業年度において就任以降開催された取締役会の13回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。
監査役（常勤）	吉田　　望	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席、また、監査役会には12回中12回出席し、常勤監査役としての活動に基づき、必要事項について適宜発言を行っております。なお、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取並びにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監査を行っております。
監査役（非常勤）	今西浩之	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システムにおける検討事項や税法変更における会計処理について適宜発言を行っております。
監査役（非常勤）	井原智生	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席、また、監査役会には12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査体制、監査実施要領、監査費用の合理性、監査実績等についてそれぞれ必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役社長及び監査役（会）に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理し、内部監査、監査役監査により定期的にその保管状況について監視する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、経営会議及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改訂する。

内部監査部門及び監査役は、内部監査、監査役監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、業務の執行状況、財務状況等を定期的に当社に報告するほか、重要事項について当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

（ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務執行に係るリスクに対処するため、子会社を管理する部署を設け、担当取締役とともに総合的に助言、指導を行うほか、内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社及び子会社を含めた全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、子会社管理の基本方針及び運用方針を作成するとともに、定期的な情報共有体制を構築する。

（ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社の行動指針並びにコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針及び規程を制定することを通じ、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。

監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、当社取締役会その他の重要会議に出席するほか、当社の重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役、使用人等に対し業務の執行状況について報告を求めることができる。また、取締役及び使用人等は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。

当社は、コンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として「内部通報制度運用規程」を整備・運用しており、内部通報を行ったものに対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを被らないように保護規定を設けている。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査役と内部監査部門及び会計監査人との連携が図れるよう監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。また、監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じ会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

（イ）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

（ロ）反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(5) 内部統制システムの運用の状況の概要

① 内部統制システムの基本方針については、当該方針に従い、適切に運用されています。

② 取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

③ 当社の重要事項について意思決定する際には、経営会議及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。

④ 取締役の職務執行について、内部監査室による各部門の内部監査や監査役監査を通じて発見した改善点等について取締役に提言するなど適切に運用されています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制にかかる基本方針の拡充を行い、適切に運用されています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。

⑦ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。また、コンプライアンス違反を通報したことによる保護規定を整備しており、適切に運用されています。

⑧ 取締役は、監査役が当社の監査をするうえで必要十分な情報アクセスができるよう適切な環境整備をしています。

⑨ 所轄の警察署や弁護士など外部専門機関と連携する体制ができています。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備、運用されています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**8,131**	**流動負債**	**1,026**
現金及び預金	4,065	買掛金	516
売掛金	1,653	未払金	407
有価証券	2,200	未払費用	5
貯蔵品	11	未払法人税等	2
前渡金	101	未払消費税等	54
前払費用	81	前受金	0
繰延税金資産	25	預り金	18
その他	14	前受収益	20
貸倒引当金	△20	その他	0
固定資産	**2,575**	**固定負債**	**1**
有形固定資産	**1,030**		
建物	54	**負債合計**	**1,027**
機械及び装置	784	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	192	**株主資本**	**9,508**
無形固定資産	**326**	**資本金**	**630**
ソフトウエア	295	**資本剰余金**	**780**
その他	30	資本準備金	780
投資その他の資産	**1,218**	**利益剰余金**	**9,125**
投資有価証券	509	利益準備金	5
関係会社株式	6	その他利益剰余金	9,119
出資金	5	繰越利益剰余金	9,119
関係会社長期貸付金	40	**自己株式**	**△1,027**
長期前払費用	36	**評価・換算差額等**	**170**
繰延税金資産	191	その他有価証券評価差額金	170
投資不動産	205		
敷金	222		
その他	0		
貸倒引当金	△0	**純資産合計**	**9,679**
資産合計	**10,707**	**負債及び純資産合計**	**10,707**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		9,338
売　上　原　価		6,780
売　上　総　利　益		2,557
販売費及び一般管理費		1,714
営　業　利　益		843
営　業　外　収　益		9
受　取　配　当　金	2	
不　動　産　賃　貸　料	4	
そ　の　他	1	
営　業　外　費　用		0
不　動　産　賃　貸　費　用	0	
そ　の　他	0	
経　常　利　益		851
特　別　損　失		29
投資有価証券評価損	29	
税引前当期純利益		822
法人税、住民税及び事業税	182	
法　人　税　等　調　整　額	62	244
当　期　純　利　益		577

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	630	780	5	9,074	△1,027	9,463
当期変動額						
剰余金の配当				△532		△532
当期純利益				577		577
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	45	―	45
当期末残高	630	780	5	9,119	△1,027	9,508

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	97	97	9,561
当期変動額			
剰余金の配当			△532
当期純利益			577
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	72	72	72
当期変動額合計	72	72	117
当期末残高	170	170	9,679

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	８年～15年
機械及び装置	９年
工具、器具及び備品	３年～15年

無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　1,560百万円

2. 関係会社に対する金銭債務

　　短期金銭債務　　2百万円

損益計算書に関する注記

　関係会社との取引高

　　営業取引の取引高　　35百万円

　　営業取引以外の取引高　　0百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	32,000	―	―	32,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,418	―	―	2,418

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	266	9円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月8日取締役会	普通株式	266	9円00銭	平成29年9月30日	平成29年12月6日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	266	9円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	189百万円
その他	27百万円
繰延税金資産合計	217百万円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、資金のうち、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程にて制限しております。運用の原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、銀行や証券会社が取り扱う安定性のある金融商品にて運用しております。

投資有価証券については、主に上場株式及び非上場株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2. を参照ください。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,065	4,065	―
(2) 売掛金	1,653	1,653	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,692	2,692	―
資産計	8,411	8,411	―

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、その他については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　　327円21銭
2. １株当たり当期純利益　　19円53銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年５月８日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を平成30年６月27日開催予定の第28回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

1．本制度を導入する理由

当社取締役に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役（社外取締役を除きます。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

2．本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象となる取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。当社の取締役の報酬額は、平成10年５月27日開催の第８回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、これとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額50百万円以内を支給することをお願いする予定であります。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

（ご参考）

本制度の導入が本株主総会において承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社朝日ネット
　取 締 役 会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　水　善　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井　澤　依　子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月24日

株式会社朝日ネット 監査役会

常勤監査役　吉　田　　望　㊞

監　査　役　今　西　浩　之　㊞

監　査　役　井　原　智　生　㊞

（注）常勤監査役吉田望、監査役今西浩之及び監査役井原智生は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき９円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は266,232,789円となります。

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式１株につき18円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

現取締役全員（４名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役会の規模並びに取締役候補者の選任にあたりましては、現時点で最適な人員体制となること、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材を基本とすることを前提とし、代表取締役が提案し、取締役会で協議のうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	土方次郎（ひじかたじろう） （昭和46年１月16日生） 再任	平成10年10月 平成13年５月 平成14年５月 平成16年５月 平成16年９月 平成20年６月 平成20年６月 平成25年５月	当社入社 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長退任 東日本電信電話株式会社入社 東日本電信電話株式会社退職 当社取締役副社長 当社代表取締役社長（現任）
	取締役会への出席状況 100％（16／16） 所有する当社の株式数 88,000株	（選任理由） 土方次郎氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また、平成25年５月から５年間当社代表取締役社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。	
2	溝上聡司（みぞかみさとし） （昭和39年12月22日生） 再任	平成８年７月 平成18年４月 平成18年６月	当社入社 当社営業本部長 当社取締役（現任）
	取締役会への出席状況 100％（16／16） 所有する当社の株式数 50,000株	（選任理由） 溝上聡司氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また、平成18年６月から12年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。	
3	古賀哲夫（こがてつお） （昭和23年３月２日生） 再任 社外取締役候補者	昭和46年４月 平成17年６月 平成21年６月 平成21年６月 平成25年11月 平成27年６月 平成29年３月	日本電信電話公社 （現　日本電信電話株式会社）入社 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長 同社退社 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社代表取締役社長 株式会社ヒト・コミュニケーションズ取締役（現任） 当社取締役（現任） トレンドマイクロ株式会社取締役（現任）
	取締役会への出席状況 94％（15／16） 所有する当社の株式数 ―株	（選任理由） 古賀哲夫氏は、経営者としての経験が豊富であり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>塩　川　純　子
（しお　かわ　じゅん　こ）
（昭和45年１月６日生）
再任

社外取締役候補者</td><td>平成７年４月
平成７年４月

平成10年７月
平成12年10月

平成14年４月
平成17年４月

平成22年６月

平成22年７月
平成26年11月

平成29年６月</td><td>弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
長島大野法律事務所
（現　長島・大野・常松法律事務所）入所
欧州復興開発銀行ロンドンオフィスに出向
サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所
ニューヨークオフィス入所
米国ニューヨーク州法弁護士登録
バークレイズ・キャピタル証券株式会社
（現　バークレイズ証券株式会社）入社
コンヤース・ディル・アンド・ピアマン法律事務所香港オフィス入所
香港外国法弁護士登録
ハーニーズ法律事務所香港オフィス（パートナー）入所（現任）
当社取締役（現任）</td></tr>
<tr><td>取締役会への出席状況
100％（13／13）
所有する当社の株式数
―株</td><td colspan="2">（選任理由）
塩川純子氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。古賀哲夫氏、塩川純子氏は、同基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、古賀哲夫氏、塩川純子氏との間で会社法第423条第１項に関する責任について、当社定款第30条第２項により定めた法令が規定する最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、それぞれ本契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役吉田望氏、今西浩之氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
1	吉田（よしだ）　望（のぞむ） （昭和31年12月１日生） 再任 社外監査役候補者	昭和55年４月 平成元年７月 平成22年６月 平成23年６月	株式会社電通入社 株式会社電通総研出向 トランスコスモス株式会社取締役（監査等委員）（現任） 当社常勤監査役（現任）
	取締役会への出席状況 100％（16／16） 監査役会への出席状況 100％（12／12） 所有する当社の株式数 ―株	（選任理由） 吉田望氏は、企業経営等の豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的立場から当社の経営の監査を遂行していることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。		
2	今西（いまにし）　浩之（ひろゆき） （昭和41年９月22日生） 再任 社外監査役候補者	平成10年７月 平成15年３月 平成17年３月 平成17年６月 平成20年６月 平成28年６月	公認会計士今西浩之事務所所長（現任） イマニシ税理士法人社員（現任） 当社監査役（現任） 株式会社パイオラックス監査役 株式会社ソケッツ監査役（現任） 株式会社パイオラックス取締役（監査等委員）（現任）
	取締役会への出席状況 100％（16／16） 監査役会への出席状況 100％（12／12） 所有する当社の株式数 150,000株	（選任理由） 今西浩之氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験、並びに上場会社の監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただいており、監査を遂行していることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって13年３か月となります。		

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　当社は、吉田望氏、今西浩之氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3.　当社は、吉田望氏、今西浩之氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、平成10年５月27日開催の第８回定時株主総会において、年額500百万円以内とご決議いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は４名（うち社外取締役２名）であり、第２号議案が承認可決されますと、４名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から30年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により上記のいずれの地位からも退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会

が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、死亡、任期満了又は定年その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

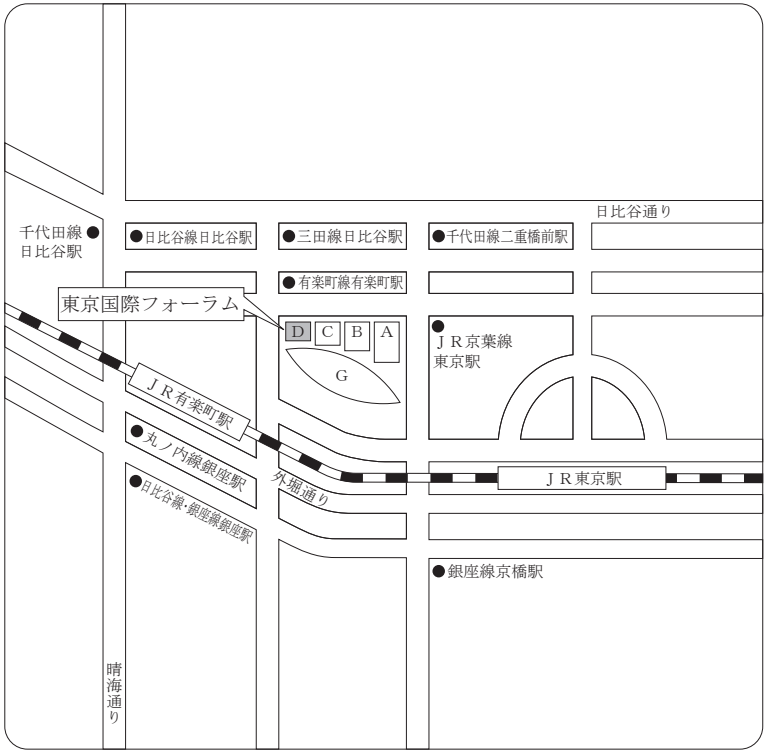
本議案が原案どおり承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以　上

――― 株主総会会場ご案内図 ―――

会場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ５

最寄り駅　地下鉄「有楽町駅」Ｄ５出口から徒歩１分
ＪＲ「有楽町駅」国際フォーラム口から徒歩１分



Ａ：ホールＡ　Ｂ：ホールＢ　Ｃ：ホールＣ　Ｄ：ホールＤ　Ｇ：会議室・展示ホールロビー

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。